



平成25年3月6日

「東日本大震災事業者再生支援機構」を活用した取引先の復興支援について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、このたび、東日本大震災事業者再生支援機構（通称：震災支援機構）を活用し、東日本大震災で被災した茨城県内の取引先に対し、復興支援を実施いたしましたのでお知らせいたします。

なお、茨城県内において震災支援機構を活用した第1号の案件となります。

今後も、さまざまな復興支援策を実施し、被災地を主要地盤とする地域銀行としての使命と責任を果たしてまいります。

【震災支援機構の概要】

名称	株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構
設立	平成24年2月22日
資本金	199億8,200万円
株主	預金保険機構、貯金保険機構（国の100%出資）
目的	東日本大震災により被災された事業者の方々の再生、被災地域の復興のために設立された。

【支援の概要】

業種	酒類製造業
債権買取日	平成25年2月14日
新規融資実行日	平成25年2月28日
法人概要	100年以上続く造り酒屋。震災により工場及び設備が損壊し、主力の日本酒が製造不能となる。
支援内容	震災支援機構による被災前債権の買取、元金の支払猶予及び利息減免。当行からの新規資金支援により、生産設備の復旧を行うことで生産能力を回復させ生産再開、地域発展および雇用維持に貢献するもの。

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報CSR室	田村	内線3730
TEL 029-859-8111			